

『造形デザイン』の知財判決紹介(14)

—創作非容易性—

—知財高判平成27年7月9日「遊戯用器具の表示器」 審決取消請求事件平成27(行ケ)1004号—

京橋知財事務所
弁理士 梅澤 修

【事案の概要】

本件は、意匠登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。本件登録意匠（意匠登録第1264441号）は、意匠に係る物品を「遊戯用器具の表示器」とし、表示器の「表示画面」部分について部分意匠として意匠登録を受けたものである。争点は、創作容易性（意匠法3条2項）の認定判断（差異点の認定、創作容易性の判断）の適否である。本判決は、本件登録意匠は容易に創作非容易であるとして、原告の請求を棄却した。

審決（無効2013-880010・特許情報プラットフォーム）によれば、審判請求人（本件の原告）は、要旨次のように主張している。すなわち、本件登録意匠は、同一物品・同一部分に関する引用意匠1（その画面部）と引用意匠2（その中央に配置された大きな3桁の数字表示部）を単純に寄せ集めることで構成されるもので、何らの創意も存在しないものであり、また、引用意匠1及び引用意匠2を寄せ集めたものと本件登録意匠との相違点については、いずれも微差であるか、公然知られた意匠や周知意匠に採用されている構成に過ぎないので、創作容易性を否定するような相違点とはなりえない旨主張している（審決5-6頁）。

【本件登録意匠】[正面図]



【判旨】

＜審決の理由の要点＞

「(1) 本件部分意匠の認定

- ① 部分全体を暗色の正面視略横長六角形状の表示画面とし，上辺側は浅く，下辺側を奥側にまで深く，遊戯用表示器の本体部にくい込んで設けたもので，平行な上辺及び下辺を横長にし，左右辺は上辺側が短く角部が隅丸の「く」の字型と逆「く」の字型で左右対称に横長の略六角形状に表れ，
- ② 表示画面内に横長長方形形状のセグメント表示部分を設け，
- ③ セグメント表示部分の内側中央の上辺寄りに3桁の大型の数字表示部（大型数字表示部）を設け，
- ④ セグメント表示部分の左側上辺寄りに4桁の中型の数字表示部（中型数字表示部）を設け，
- ⑤ セグメント表示部分の左側下辺寄りに小型横長長方形形状から形成されたドット表示部（ドット表示部）を設け，ドット表示部全体を横長長方形形状に配列し，
- ⑥ 大型数字表示部の下側から右側にかけて，倒し字状に，小型の数字表示部（小型数字表示部）を設け，
- ⑦ 大型数字表示部の右側には，3桁と2桁の小型数字表示部を上下2段に配し，
- ⑧ 大型数字表示部の下の左寄りには，3桁の小型数字表示部を配し，その右側に2桁と3桁及び2桁の小型数字表示部を連続して配し，
- ⑨ 各数字表示部の上部には，極小の文字表示部が配され，「大当たり」など，該当する文字が点灯するようになっており，
- ⑩ ドット表示部は，左端の一行に縦に7つの数字表示部を配し，その右側に縦7段横10列の小型の横長長方形を配したものである。」

「(2) 引用意匠の認定

以下，引用意匠の本件部分意匠に相当する部分を，判決文上，端的に「引用部分意匠」と表現するが，引用意匠の部分が独立の公知意匠として存する趣旨をいうものではない。」

「ア 引用部分意匠1」

【引用部分意匠1】



「【形態】

- ① 横長長方形の暗色の表示画面に各種表示部が配置され、
- ② 表示画面の上段に大きめの数字表示部が、左から3桁、2桁、2桁と右寄りに配置され、
- ③ 表示画面の左下部分に、左端の一行に縦に7つの数字表示部を配し、その右側に横長長方形が縦7段横10列に配列されたグラフや文字を表示可能なドット表示部が配置され、
- ④ 表示画面の右下部分に、2桁の小型数字表示部が、2段に配され、上段は右よりに2桁ずつ2つ、下段は中央から右端まで2桁ずつ3つ、合計5つ配置されている。」

「イ 引用部分意匠2」

【引用部分意匠2】



「【形態】

…(省略)…

- ④ 表示画面の上方寄り中央に大きく3桁の大型数字表示部が配置されている。」

「ウ 引用部分意匠3」

【引用部分意匠3】



「【形態】

- ① 略六角形の暗色の表示画面に各種表示部が配置され、
- ② 表示画面の形状は、平行な上辺及び下辺を横長にし、左右辺は上辺側が短く角部が「く」の字型と逆「く」の字型で左右対称の略六角形状であり、」

「エ 引用部分意匠 4」

【引用部分意匠 4】



「オ 引用部分意匠 5」

引用意匠 5 は、…パチンコ台の遊技盤の数字表示部であり、その形態は、遊技盤中央の横長楕円形の枠内に 3 桁の数字表示部が表されており、中央の 1 桁の数字が左右の数字よりも大きく配置されているというものである。」

「(5) 創作容易性の判断」

- ① 引用部分意匠 1 の各数字表示部は、本件部分意匠の各数字表示部の態様とは異なるから、引用部分意匠 1 の各数字表示部をそのまま使用しても、本件部分意匠の態様を導き出せない。
- ② 引用部分意匠 3 の表示画面の形状は、本件部分意匠の表示画面の形状とは異なるから、引用部分意匠 3 の表示画面の形状を採用しても、本件部分意匠の態様を導き出せない。
- ③ 引用部分意匠 1 の数字表示部に引用部分意匠 2 の中央の大型の 3 桁の数字表示部を配しても、そのままでは本件部分意匠の各数字表示部の態様とはならない。
- ④ 引用部分意匠 1 の数字表示部に引用部分意匠 2 の中央の大型の 3 桁の数字表示部を配して、さらに、引用部分意匠 3 の外形状と組み合わせたとしても、本件部分意匠の態様を導き出すことができない。
- ⑤ 本件部分意匠の大型数字表示部は、極めて目立つものであるところ、引用部分意匠 4 の中型数字表示部又は引用部分意匠 5 の数字表示部に基づいて、本件部分意匠の大型数字表示部を導き出すことは困難である。
- ⑥ 引用部分意匠 2 の表示画面をそのまま用いても、本件部分意匠の態様を導き出すことはできない。」

<原告主張の審決取消事由>

「1 取消事由 1（本件部分意匠と引用部分意匠 1 との差異点の認定の誤り）」

以下、判決においては、引用部分意匠 1 の数字表示部の各区域を、次のように指示番号（①～⑧）を定めて原告の主張を整理した。なお、上段左端の区域①の桁数には、争いがある。

上段につき、左から、3桁(①)―2桁(②)―2桁(③)

中段につき、左から、2桁(④)―2桁(⑤)

下段につき、左から 2桁(⑥)―2桁(⑦)―2桁(⑧)

…(省略) …

(2) 数字表示部の認定について

…審決は、引用部分意匠1の数字表示部分について、次の趣旨の認定をした。

『表示画面の上段に、大きめの数字表示部が左から区域①～③と右寄りに配置され、表示画面の右下部分に、区域④⑤と区域⑥～⑧とが2段に配置されている。』

しかしながら、引用部分意匠1の数字表示部は、次のとおりに認定されるものである。

『表示画面の左側上辺寄りに区域①を設け、表示画面の右側から下側にかけて倒L字状に数字表示部を設け、この上辺寄りに大きめの数字表示として区域②③を、同中盤には小さめの数字表示部として区域④⑤を、同下辺寄り中央から右側にかけて小さめの表示部として区域⑥～⑧を設けている。』

…(省略) …

2 取消事由2(創作容易性の判断の誤り)

(1) 差異点(ア)(表示画面の形状)について

① パチンコ、スロットマシン等の遊戯用器具の表示として需要者(看者)が最も注意を惹く部分は、データの表示内容であり、データ表示部の外枠の形状に需要者の注意が惹かれることは考え難い。また、本件部分意匠も引用意匠部分1のいずれも、横長であるという形状の特徴は同じである。

そうであれば、差異点(ア)は、看者の美感に影響を及ぼすような創作上の工夫とは認められない。

② 同一物品・同一部分に関する意匠である引用部分意匠3は、データ表示部の外形の形状として、本件部分意匠と同じ横長の六角形としたものが採用されている。

そうであれば、差異点(ア)は、引用部分意匠3のデータ表示部の外形から、当業者であれば容易に思いつく範囲で微修正の上で採用したものであり、そこに特段の創意は存在しない。すなわち、引用部分意匠3の表示画面の外形の形状と本件部分意匠の形状とは、左右の上下の辺の長さや左右両端の角の角度や角が隅丸か否かが異なるが、それらは、データ表示部の外形の範囲内において、ありふれた手法により変更を加えたにすぎない。

③ 本件部分意匠の出願当時、遊技機のデータ表示部の外形の形状を横長の六角形にするということは、ありふれたものであった(例えば、甲4の155頁の右最下段のユーエフ産業製の呼出ランプ「トリック」)。

④ 以上のとおり、差異点(ア)は、ありふれた手法による変更によって生じるものであり、また、少なくとも看者の美感に影響を及ぼすような創作上の工夫とは認められ

ない。

したがって、当業者において、引用部分意匠1の画面の外形形状に変更を加えて差異点（ア）の構成することは、容易である。

（2）差異点（イ）（中央の大型数字表示部の有無）について

① 引用部分意匠1及び引用部分意匠2は、同一物品・同一部分に関するものであり、引用部分意匠2の主要な構成要素である中央部に3桁の大型数字表示部を設けたという点を、引用部分意匠1と組み合わせることは、当業者にとって容易である。

② 数字表示部の一部を大きくして強調するという手法は、引用部分意匠4に顕れているとおり、呼出ランプのデータ表示部では従来から行われていたことであり、何ら創意工夫が必要なものではない。そして、数字表示部をどの程度大きくするかは、当業者が適宜変更し得る事項である。

③ 中央部に目立つように大きな数字を配するということは、引用部分意匠5に顕れているとおり、パチンコ業界では従来から行われていたことである。そして、その具体的な態様における各数字の大きさは、中央部に大きな数字を配置する手法がありふれたものかどうかということとは、関係がない。

④ 以上のとおり、当業者が、引用部分意匠1に引用部分意匠2の中央部の3桁の大型数字表示部を組み合わせることは、容易である。

（3）差異点（ウ´）（小型数字表示部の配列）について

① 差異点（ウ´）とは、引用部分意匠1の区域②～⑤の数字表示部の数字をすべて同じ大きさにそろえて統一し、かつ、区域②④の数字表示部の桁数をそれぞれ1桁増やしたものにすぎない。

大きさが異なる数字表示部を同じ大きさにそろえて整えることは、統一的で整えられた美感を呈するために、数字を表示する多くの周知意匠が採用しているありふれた手法である。また、数字の桁数を増加させることも、意匠の構成要素の単位の数でありふれた手法で変更したものにすぎない。

② 引用部分意匠1の区域②③における数字表示部の大きさと区域④⑤の数字表示部の大きさの差は、それほど違いが目立つものではなく、また、区域②④の数字の桁数の相違についても、4つの数字表示部のうち2つの数字表示部のものであるほか、増加している百の位は1しか表示できないものであるため、全体としての数字表示部の大きさはそれほど変わらない。

そうすると、差異点（ウ´）は非常に微細なものであって、看者の美感に影響を及ぼすような意匠創作上の工夫をしたものとはいえない。

③ 以上からすると、当業者が、引用部分意匠1の区域②～⑤の数字表示部に変更を加えて差異点（ウ´）の構成することは、容易である。

（4）差異点（エ´）（小型数字表示部の配列）について

① 桁数の相違については、上記(3)①のとおり、ありふれた手法による変更である。

② 横に数字表示部を4つ並べて配置するということは、公知意匠である呼出ランプ「ランカー」（甲4の155頁の左中段）や「デー太郎ランプ」（甲34）でも採用されているとおり、本件部分意匠の出願時においてありふれた配置であった。

そうすると、数字表示部を1個追加したとしても、意匠の構成要素の単位の数をありふれた手法で変更したものにはすぎないといえる。

③ 本件部分意匠における区域⑥～⑧に相当する部分と引用部分意匠1の区域⑥～⑧とは、数字表示部郡を全体としてみると、個々の数字表示部が少し間を空けて横一直線上に並んでいるという点で共通しており、個々の数字表示部の桁数の違いや数字表示部の個数の違いは目立たない。さらに、これらの数字表示部は、本件部分意匠及び引用部分意匠1のいずれにおいても、最も小さい数字表示部であり、しかも、表示画面の最下段に位置しており、看者にとって表示画面の中で最も目に着きにくい箇所である。

そうすると、差異点（エ）は、非常に微細なものであって、看者の美感に影響を及ぼすような意匠創作上の工夫をしたものではない。

④ 以上からすると、当業者が、引用部分意匠1の区域⑥～⑧の数字表示部に変更を加えて差異点（エ）の構成とすることは、容易である。

(5) 組合せの容易性

引用部分意匠1の中央上半分に、引用部分意匠2の大きな3桁の数字表示部を設けた場合、これに伴い、横長の表示画面の内部に収まるように、区域①の数字表示部、画面左下のドット表示部、区域②～⑤の数字表示部、区域⑥～⑧の数字表示部をずらさざるを得ず、この結果、本件部分意匠の構成とかなり類似した構成となる。

そして、数字の桁数を増やすことは当業界における常套手段であり、意匠全体の美感に与える影響も極めて弱いものであるから、目立たない箇所に配置された数字表示部が全体の美感の印象に与える影響は微弱である。

してみれば、引用部分意匠1に引用部分意匠2を組み合わせようと試みることによって必然的に生み出される形態と、本件部分意匠の形態とは、全体の美感に印象を与えるほどの差異はないのであるから、当業者が、本件部分意匠と引用部分意匠1の各差異点に係る構成を一括して本件部分意匠の構成とすることは、容易である。」

<当裁判所の判断>

「1 取消事由1（本件部分意匠と引用部分意匠1との差異点の認定の誤り）について
…省略…

(2) 数字表示部の認定について

原告の主張は、要するに、審決が前記第2、2(2)アのとおり区域①～③と区域④～⑧とをそれぞれひとかたまりの群として認定したのに対し、区域①と区域②～⑧とをまず区別した上で、区域②～⑧を更に区域②～⑤と区域⑥～⑧との2つに分けて認定

すべきである，というものである。

しかしながら，区域①と区域②③とを対比すると，その数字表示部はそれぞれ同一の大きさであるが，区域①～③と区域④～⑧とを対比すると，その数字表示部はそれぞれ大きさが異なることは，容易に見て取れることであり，そして，区域①～③が表示画面上段に一連に配置されていることも加味すれば，看者は，審決の認定するとおり，区域①～③と区域④～⑧とをそれぞれひとかたまりととらえるものといえる。

原告の上記主張は，採用することができない。

…省略…

(4) 小括

以上のとおり，審決の本件部分意匠と引用部分意匠 1 との差異点の認定には，原告の主張する点において，誤りがあるとはいえない。

したがって，取消事由 1 は，理由がない。

2 取消事由 2（創作容易性判断の誤り）について

(1) 差異点（ウ）及び差異点（エ）について

原告の主張する差異点（ウ）及び差異点（エ）と，審決の認定する差異点（ウ）及び差異点（エ）とは，両者を併せた同一部分に差異があるというものであるから，原告は，差異点（ウ）及び（エ）の創作容易性の判断の誤りも主張していると解される。そこで，以下，これを前提に判断する。

上記のとおり，差異点（エ）とは，大型数字表示部の下側から右側にかけて倒 L 字状に設けられた 2～3 桁の小型数字表示部の配列の差異をいうところ，この小型数字表示部は，表示画面中央上辺寄りに設けられた 3 桁の大型数字表示部（差異点（イ）），表示画面左側上辺寄りに設けられた 4 桁の中型数字表示部（差異点（ウ）），表示画面左側下辺寄りに設けられたドット表示部と共に，本件部分意匠の美感上の特徴の一部，すなわち，極めて目立つ大型数字表示部を上辺の中心に置き，その周囲に比較的小さな各種データ表示部を配置するという特徴を構成している要素である。

ところが，この差異点（エ）に係る倒 L 字状の数字表示部群，すなわち，小型数字表示部の形態は，引用部分意匠 2～5 のいずれにも見られないものであり，また，通常の需要者の視覚を通じて生じる美感を基準とする限り，引用部分意匠 1 の区域④～⑧を倒 L 字状の数字表示部群ととらえることもできない。そして，この倒 L 字状の形態が，ありふれた手法に基づくものであるとか，又は特段の創意を要さないで創作できるとは認め難い（シンプルであるからといって，直ちに，創作が容易であるとか，美感への影響が微弱であるとはいえない。）。

原告の主張するように，数字表示部の桁数，数字表示部の大きさ，又は数字表示部の配置を多少変更させることは，個別に分断して検討すれば，それほどの創意工夫とはいえないであろうが，これらを全体的に観察すると，大型数字表示部に隣接して配

置された多数の数字よりなる小型数字表示部が、倒L字状のものとして、一体の美感を形成しているのである。

(2) 差異点（イ）について

前記のとおり、差異点（イ）とは、表示画面中央上辺寄りに設けられた3桁の大型数字表示部の有無をいうところ、この形態は、引用部分意匠2～5のいずれにも見られない。また、この形態が、ありふれた手法に基づくものであるとか、又は特段の創意を要さないで創作できるとは認め難い。

原告は、引用部分意匠2に差異点（イ）に係る構成が顕れている旨を主張する。

しかしながら、本件部分意匠の大型数字表示部は、表示画面の最上段に配置されているところ、引用部分意匠の3桁の大型数字表示部は、表示画面上方寄りには配置されているものの、最上段のドット表示部よりは下に配置されているのであり、大型数字表示部の配置された位置は、両者で異なるものである（このような数字表示部の配置の入替え〔左右上下前後反転のようなものは含まない。〕と、上記(1)に説示した数字表示部の単なる配置の変更とは区別されなければならない。)。しかも、本件部分意匠では、小型数字表示部及び中型数字表示部という二段階の対象数字表示部との比較において、大型数字表示部の大きさがより強調されているものである。

数字を大きくすること自体がありふれた手法であるとしても、ありふれた手法に基づく複数の構成要素を組み合わせることによっても新たな美感は生じ得るのであり、そして、その組合せにこそ創意が発揮されるのである。したがって、意匠の構成要素の位置を異にする意匠から、その位置を捨象した構成要素のみを取り出してその創意を論じることが、相当ではない。

原告の上記主張は、採用することができない。

(3) 差異点（ア）について

差異点（ア）とは、本件部分意匠の表示画面の形状が、平行な上辺及び下辺を横長にし、左右辺は上辺側が短く角部が隅丸の「く」の字型と逆「く」の字型で左右対称に横長の略六角形状となっているとの差異であるが、この形態は、引用部分意匠2～5のいずれにも見られず、また、この形態が、ありふれた手法に基づくものであるとか、又は特段の創意を要さないで創作できるとは認め難い。

原告は、引用部分意匠3に差異点（ア）に係る構成が顕れている旨を主張する。

しかしながら、引用部分意匠3の表示画面の外形形状は、ほぼ長方形状であって、寸胴な印象を与えるのに対し、本件部分意匠の表示画面の外形形状は、角部が強調され、シャープな印象を与えるのであって、その美感は異なる。

原告の上記主張は、採用することができない。

(4) 小括

以上から、本件部分意匠は容易に創作できるものでないと認められる。

したがって、取消事由2は、理由がない。

そのほか、原告のるる主張するところも、いずれも当裁判所において採用するところではない。」

【検討】

1 原告（審判請求人）の主張

（１）単純寄せ集め（組合せ）との主張

原告は、審判請求において、本件登録意匠は、同一物品・同一部分に関する引用意匠１（その画面部）と引用意匠２（その中央に配置された大きな３桁の数字表示部）を単純に寄せ集めることで構成されるもので、何らの創意も存在しないものであり、また、引用意匠１及び引用意匠２を寄せ集めたものと本件登録意匠との相違点については、いずれも微差であるか、公然知られた意匠や周知意匠に採用されている構成に過ぎないので、創作容易性を否定するような相違点とはなりえない旨主張している（審決5-6頁）。

本件訴訟においても、同様の主張を繰り返したものと推認されるが、「本件登録意匠は引用意匠１と引用意匠２を単純に寄せ集めたものである」という基本的な主張については次のように述べられている。すなわち、「引用部分意匠１及び引用部分意匠２は、同一物品・同一部分に関するものであり、引用部分意匠２の主要な構成要素である中央部に３桁の大型数字表示部を設けたという点を、引用部分意匠１と組み合わせることは、当業者にとって容易である。」（取消事由２(2)①）旨主張している。

「引用意匠１及び引用意匠２を寄せ集めたものと本件登録意匠の部分との相違点」については、①「微差」であるとの主張、および、②「公知ないし周知の態様から創作容易」との主張に整理できる。以下、これを分けて検討する。

なお、「引用部分意匠１に引用部分意匠２を組み合わせようと試みることによって必然的に生み出される形態と、本件部分意匠の形態とは、全体の美感に印象を与えるほどの差異はないのであるから、当業者が、本件部分意匠と引用部分意匠１の各差異点に係る構成を一括して本件部分意匠の構成とすることは、容易である。」（取消事由２(5)）と述べており、これは、各部に相違があっても全体として実質的に同一の意匠が構成されるならば創作容易である旨の主張と思われる。

（２）差異点は微差との主張

①差異点（ア）（表示画面の形状）について

表示画面の形状の差異については、「データ表示部の外枠の形状に需要者の注意が惹かれることは考え難い。また、本件部分意匠も引用意匠部分１のいずれも、横長であるという形状の特徴は同じで」、「看者の美感に影響を及ぼすような創作上の工夫とは認められない。」と主張しており、外枠の形状は、実質的に同一であるとの主張と解される。

②差異点（イ）（中央の大型数字表示部の有無）について

この差異点は引用意匠1との「基本的構成態様」の相違と捉えているが（審決5頁），引用意匠2の「中央の大型数字表示部」の態様は，本件登録意匠と同一ととらえていると思われる。

③差異点ウ・エ（右側の小型数字表示部）について

「数字表示部の大きさの差は，それほど違いが目立つものではなく，…差異点（ウ・エ）は非常に微細なものであって，看者の美感に影響を及ぼすような意匠創作上の工夫をしたものとはいえない。」旨主張している。

（3）差異点は創作容易との主張

①差異点（ア）外枠の形状について

引用意匠1との外枠の形状の差異については，本件登録意匠の形状は，「引用部分意匠3のデータ表示部の外形から，当業者であれば容易に思いつく範囲で微修正の上で採用したものであり，そこに特段の創意は存在しない。…左右の上下の辺の長さや左右両端の角の角度や角が隅丸か否かが異なるが，それらは，データ表示部の外形の範囲内において，ありふれた手法により変更を加えたにすぎない。」旨主張している。

なお，「本件部分意匠の出願当時，遊技機のデータ表示部の外形の形状を横長の六角形にするということは，ありふれたものであった。」旨の主張も加えている。

②差異点（イ）（中央の大型数字表示部の有無）について

数字表示部の「大きさ」の差異については，「数字表示部の一部を大きくして強調するという手法は，引用部分意匠4に顕れているとおり，呼出ランプのデータ表示部では従来から行われていたことであり，何ら創意工夫が必要なものではない。そして，数字表示部をどの程度大きくするかは，当業者が適宜変更し得る事項である。」と主張する。

③差異点ウ・エ（右側の小型数字表示部）について

「大きさが異なる数字表示部を同じ大きさにそろえて整えることは，統一的で整えられた美感を呈するために，数字を表示する多くの周知意匠が採用しているありふれた手法である。また，数字の桁数を増加させることも，意匠の構成要素の単位の数にありふれた手法で変更したものにすぎない。」また，「桁数の相違については，…ありふれた手法による変更である。」「数字表示部を1個追加したとしても，意匠の構成要素の単位の数にありふれた手法で変更したものにすぎない」と述べている。

2 審決の判断

（1）寄せ集めについて

上記の審判請求人（原告）の主張に対し，審決は，「①引用部分意匠1の各数字表示部は，本件部分意匠の各数字表示部の態様とは異なる」こと，及び「②引用部分意匠

3の表示画面の形状は、本件部分意匠の表示画面の形状とは異なる」ことから、「③引用部分意匠1の数字表示部に引用部分意匠2の中央の大型の3桁の数字表示部を配しても、そのままでは本件部分意匠の各数字表示部の態様とはならない。」とし、「④…さらに、引用部分意匠3の外形状と組み合わせたとしても、本件部分意匠の態様を導き出すことができない。」と判断する。

寄せ集めること（手法）の創作容易性には言及していないが、「各数字表示部」および「表示画面の形状」が異なるので、本件登録意匠の「態様を導き出す」ことができないから、創作容易とはいえないとしている。各部の態様が「異なり」、同一ではなく、それゆえ、それらを寄せ集めた全体としても本件登録意匠と同一の意匠を構成できないとの判断と解されるが、詳細な説示はない。

また、原告が主張するような、「引用部分意匠1に引用部分意匠2を組み合わせようと試みることによって必然的に生み出される形態と、本件部分意匠の形態とは、全体の美感に印象を与えるほどの差異」があるか否かの検討、すなわち、本件登録意匠と「引用意匠1及び引用意匠2を寄せ集めたもの」との全体的な比較検討は特に行っていないように思われる。

（2）差異点は微差との主張について

審決は、本件登録意匠と引用意匠との各部の態様は「異なる」のであり、原告が主張するような「微差」ではないと判断したものと解される。なお、審決は、各部の態様に完全な同一性を要求するものではないと思われるが、本件の程度の「差異」がある場合には、創作容易とは認められないとの判断と思われる。

①差異点（ア）外枠の形状について

外枠の形状については、審決は、本件登録意匠は「角部が隅丸の「く」の字型」であるのに対し、引用意匠3は「角部が「く」の字型」と認定しており、この認定を前提にすると、あまり大きな相違ではないように思われる。

②差異点（イ）（中央の大型数字表示部の有無）について

審決は、本件登録意匠は、「中央の上辺寄りに3桁の大型の数字表示部（大型数字表示部）を設け」たものと認定し、引用意匠2の認定も同一であり、審決の認定では両者の態様は共通すると解される。

③差異点ウ・エ（右側の小型数字表示部）について

以上のように、審決の認定によると、「外枠の形状」および「大型数字表示部」の態様の差異は「微差」であり「実質的に同一」と解されることになる。

しかし、「小型数字表示部」の態様は、大きな差異が認定される。特に、本件登録意匠の態様は、「⑥ 大型数字表示部の下側から右側にかけて、倒L字状に、小型の数字表示部（小型数字表示部）」を設けているとの認定において、大きく相違する。

この点で、原告は、引用意匠1の認定について争っている（取消事由1）。引用意匠1は、「表示画面の右側から下側にかけて倒L字状に数字表示部を設け、この上辺

寄りに大きめの数字表示として区域②③を、同中盤には小さめの数字表示部として区域④⑤を、同下辺寄り中央から右側にかけて小さめの表示部として区域⑥～⑧を設けている。」と認定されるべきであると主張し、引用意匠1も本件登録意匠と共通する「倒L字状に数字表示部」が存在する旨主張した。しかし、裁判所は、「その数字表示部はそれぞれ大きさが異なることは、容易に見て取れることであり、そして、区域①～③が表示画面上段に一連に配置されていることも加味すれば、看者は、審決の認定するとおり、区域①～③と区域④～⑧とをそれぞれひとかたまりととらえるものといえる。」として、原告の主張を採用しなかった。

（３）差異点は創作容易との主張について

審決は、「そのままでは本件部分意匠の各数字表示部の態様とはならない。」と述べており、創作容易とするためには、各部の態様を「そのまま寄せ集める（組み合わせる）」必要があると解していると思われる。

審決の詳細をみると、「数字表示部の桁数については、…引用意匠1ないし5のいずれにおいても、本件部分意匠と同様の数字表示部の桁数も配列も存在せず、引用意匠1の数字表示部に引用意匠2の中央の大型の3桁の数字表示部を配しても、そのままでは本件部分意匠の数字表示部の態様とはならず、桁数や配列をそれぞれ変更し、再構成することによって漸く構成できる態様であるから、本件部分意匠は、引用意匠1の数字表示部と引用意匠2の数字表示部を寄せ集めた態様とは、到底いうことができないものである。」と述べている（審決18-19頁）。単純に寄せ集めることや組み合わせることの前提において、各態様が「桁数や配列をそれぞれ変更し、再構成することによって漸く構成できる態様」であるような場合は、創作容易ではないとの判断があると思われる。

3 裁判所の判断

（１）寄せ集めについて

本判決は、審決では単に本件登録意匠と「異なる」と断定されていた点につき、詳細な説示があるところが注目される。

また、本判決では、最初に「倒L字状の小型数字表示部」の差異点について述べているが、そこでまず、実質的に本件登録意匠の認定をしていると思われる。すなわち、「この小型数字表示部は、表示画面中央上辺寄りに設けられた3桁の大型数字表示部（差異点（イ））、表示画面左側上辺寄りに設けられた4桁の中型数字表示部（差異点（ウ））、表示画面左側下辺寄りに設けられたドット表示部と共に、本件部分意匠の美感上の特徴の一部、すなわち、極めて目立つ大型数字表示部を上辺の中心に置き、その周囲に比較的小さな各種データ表示部を配置するという特徴を構成している要素である。」と認定する。

最初にこのような認定をするということは、これが創作非容易性を判断するための

前提となる認定であり、このような本件登録意匠の「美感上の特徴」を創作非容易性の判断基準とする趣旨と思われる。

（２）差異点は微差との主張について

①差異点（ア）外枠の形状について

「意匠３の表示画面の外形形状は、ほぼ長方形形状であって、寸胴な印象を与えるのに対し、本件部分意匠の表示画面の外形形状は、角部が強調され、シャープな印象を与えるのであって、その美感は異なる。」と述べている。この種意匠の分野の創作状況を考慮したのか、相当微妙な差異についても美感の相違をとらえている。

②差異点（イ）（中央の大型数字表示部の有無）について

本件登録意匠の大型数字表示部は、「表示画面の最上段に配置されている」のに対し、引用意匠２では、表示画面上方寄りには配置されているものの、最上段のドット表示部よりは下に配置されているのであり、大型数字表示部の配置された位置は、両者で異なるものである」と述べ、これに続けて「しかも、本件部分意匠では、小型数字表示部及び中型数字表示部という二段階の対象数字表示部との比較において、大型数字表示部の大きさがより強調されているものである。」と述べる。

これは、大型数字表示部について、その「位置」と「周囲表示部との比較効果」をも評価していることになるが、「位置」や「周囲との関係」についても、本件登録意匠の大型数字表示部と同一の構成態様でなければ、単純な寄せ集め（組合せ）の創作容易ではないということであろう。なお、これは、本件登録意匠と引用意匠２の大型数字表示部との単純な対比ではなく、引用意匠２を引用意匠１と組み合わせた場合の全体的評価となっているようにも思われる。

「位置」については注意書き（括弧書き）がある。「このような数字表示部の配置の入替え〔左右上下前後反転のようなものは含まない。〕と、上記(1)に説示した数字表示部の単なる配置の変更とは区別されなければならない。」と述べられている。①

「左右上下前後反転のような」配置の入れ替えは、「位置」が異なるとは評価されないと解される。したがって、その程度の位置の入れ替えは実質的に同一の態様、あるいは創作容易と評価されよう。また、②「(1)に説示した数字表示部の単なる位置の変更」とは、「数字表示部の桁数、数字表示部の大きさ、又は数字表示部の配置を多少変更させること」を指すものと思われるが、そのような「単なる位置の変更」は、「個別に分断して検討すれば、それほどの創意工夫とはいえない」ものである。

③差異点ウ・エ（右側の小型数字表示部）について

裁判所は、「倒L字状の数字表示部群、すなわち、小型数字表示部の形態は、引用部分意匠２～５のいずれにも見られないもの」と述べており、引用意匠１とは異なる形態であり、差異点は微差とはいえないと判断する。すなわち、「通常の需要者の視覚を通じて生じる美感を基準とする限り、引用部分意匠１の区域④～⑧を倒L字状の数字表示部群ととらえることもできない。」と述べている。

この点は、引用意匠1の認定として既に述べた点、すなわち、「その数字表示部はそれぞれ大きさが異なることは、容易に見て取れることであり、そして、区域①～③が表示画面上段に一連に配置されていることも加味すれば、看者は、審決の認定するとおり、区域①～③と区域④～⑧とをそれぞれひとかたまりととらえるものといえる。」と述べていたのと同じことである。

（3）差異点は創作容易との主張について

①差異点（ア）外枠の形状について

「この形態が、ありふれた手法に基づくものであるとか、又は特段の創意を要さないで創作できるとは認め難い。」と断定的に述べているが、それ以上の説示はない。

②差異点（イ）（中央の大型数字表示部の有無）について

この差異点（イ）については、上記のように「位置」も含めて理解されなければならないが、この差異点の創作容易性については、「数字を大きくすること自体がありふれた手法であるとしても、ありふれた手法に基づく複数の構成要素を組み合わせることによっても新たな美感は生じ得るのであり、そして、その組合せにこそ創意が発揮されるのである。したがって、意匠の構成要素の位置を異にする意匠から、その位置を捨象した構成要素のみを取り出してその創意を論じることは、相当ではない。」と述べている。

ここでも、単に「大型数字表示部」の態様のみを評価しているのではなく、「大型表示部」が、配置された「位置」や「周囲の構成要素との関係」を含めて「大型数字表示部」を評価して創作非容易性を判断している。したがって、抽象的概括的な「中央の上辺寄り」（審決）ではなく、より具体的な「最上段」の位置であること、および、周囲との「比較において、大きさがより強調されている」ことが、美感上の特徴と評価され、当該形態は創作容易ではないと判断されている。

③差異点ウ・エ（右側の小型数字表示部）について

裁判所は、「原告の主張するように、数字表示部の桁数、数字表示部の大きさ、又は数字表示部の配置を多少変更させることは、個別に分断して検討すれば、それほどの創意工夫とはいえないであろうが、これらを全体的に観察すると、大型数字表示部に隣接して配置された多数の数字よりなる小型数字表示部が、倒L字状のものとして、一体の美感を形成しているのである。」と述べる。

この「小型数字表示部」の態様についても、「大型数字表示部に隣接して配置された」という「位置」の要素を含めて評価している。また、「多数の数字よりなる」との認識も重要である。すなわち、数字表示部を「個別に分断して」みれば、変更は容易といえるが、「多数の数字」を「倒L字状のものとして、一体の美感を形成する」ことは、多数の数字を全体的に調整する必要がある容易な創作ではない。この考え方は、上記の「ありふれた手法に基づく複数の構成要素を組み合わせることによっても新たな美感は生じ得るのであり、そして、その組合せにこそ創意が発揮されるのであ

る。」との説示と通じるものといえよう。

(4) 構成要素の組み合わせ

この「組合せにこそ創意が発揮される」との考え方を、本件登録意匠全体の「美感上の特徴」について当てはめてみると。上記のように、本件登録意匠は、①極めて目立つ大型数字表示部を上辺の中心に置き、その周囲に比較的小さな各種データ表示部（すなわち、②4桁の中型数字表示部、③ドット表示部、④倒L字状小型数字表示部）を配置するという美感上の特徴があるものである。したがって、各構成要素が「ありふれた手法に基づく」ものであったとしても、「複数の構成要素を組み合わせることによって」生じている「新たな美感」が認められるのであるから、「その組合せにこそ創意が発揮されている」と評価できると思われる。

裁判所は、本件登録意匠の各部の態様が、引用意匠の「いずれにも見られないものであり、」また、「ありふれた手法に基づくものであるとか、又は特段の創意を要さないで創作できるとは認め難い」と判断している。したがって、各構成要素を組み合わせた本件登録意匠全体の創作非容易性については、改めて検討するまでもなく肯定できると判断していると思われる。

「ありふれた手法に基づく複数の構成要素を組み合わせることによっても新たな美感は生じ得るのであり、そして、その組合せにこそ創意が発揮されるのである。」とすれば、逆に「創意が発揮されていない単純な組合せ」とは、複数の構成要素を組み合わせても「新たな美感」が生じない「組合せ」を意味する。そして、組み合わせた全体に新たな美感が生じないということは、組合せによって各構成要素の美感も変化しないということであり、各構成要素が各々独立した美感を起こさせるものである必要がある。その美感を起こさせる構成要素は、全体から明らかに分離できる「まとまりある態様」でなければならない。本件では、「倒L字状小型数字表示部」の認定がこの参考になる。また、本判決では、構成要素の「位置」や「周囲との関係」が考慮されていたが、構成要素自体の態様のみならず「位置」や「周囲との関係」も含めた構成態様が共通することが、「単純な組合せ」か否かを評価する具体的な基準となるとと思われる。「組合せ」によって構成要素の美感が変更されず、全体としても新たな美感が生じない場合、言い換えれば、構成要素が「位置」や「周囲との関係」を含めて同一性を維持しつつ「組合せ」可能な場合、その「組合せ」は、「単純な組合せ」であり、当該分野において「ありふれた手法」となっていると評価できると思われる。デザインは分解すればシンプルな形態の組合せとなっていることもあるが、シンプルな構成要素でも組み合わせで新たな美感を創造することがデザインであり、構成要素の「組合せ」等が単純でありふれた手法となることは、例外的で稀有な状況であろう。

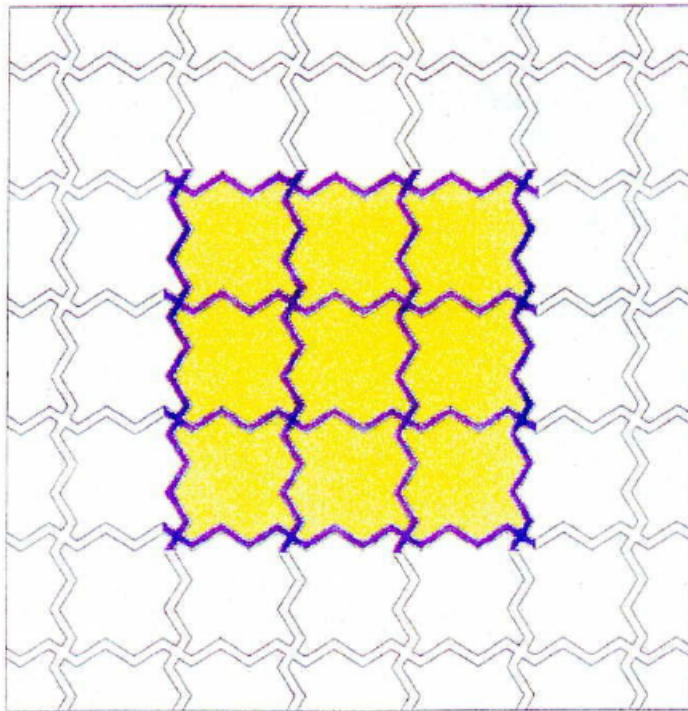
4 他の裁判例等との関係

（１）本件登録意匠の認定

裁判所は、本件登録意匠について「美感上の特徴」を丁寧に認定し、その意匠全体としてのまとまった美感について創作非容易性を判断している。また、「倒Ｌ字状の数字表示部群」の認定も、「通常の需要者の視覚を通じて生じる美感を基準とする」認定であり、重要な点と思われる。一般に、意匠の創作非容易性判断の主体的基準は、「当業者」とされるが、創作非容易性判断の対象である本件意匠についての認定は、「通常の需要者の視覚を通じて生じる美感を基準とする」認定である点には注意が必要である。

本件と同様に「視覚を通じた美感を起こさせる構成要素」を認定し創作非容易性を判断すべきとした裁判例として〔研磨パッド事件〕（知財高判平成20.8.28平成20（行ケ）10069）があり、次のように説示する。「審決は、研磨パッドに設けられた溝に着目し、溝の構成、配列、態様によって本願意匠を認定した。確かに、本願意匠において、研磨面に現れた溝の形状は、視覚を通じて美感を起こさせる要素の一つといえる。（改行）しかし、本願意匠においては、正面の研磨面全体に規則的に複数の溝が交差して設けられ、研磨面全体が、溝によって複数の区切られ、区切られた各研磨部は、特有の形状を呈している。溝によって区切られた各研磨部の形状は、溝の構成、配列と密接不可分な関係があるが、溝の構成、配列のみが見る者に対して視覚を通じた美感を起こさせる構成要素であるというべきではなく、むしろ、本願意匠においては、正面視における各研磨面の形状が、見る者に対して、強い印象を与える特徴部分であるというべきである。」（8頁）と述べ、「意匠が創作容易であるか否かは、出願意匠の全体構成によって生じる美感について、公知の意匠の内容、本願意匠と公知意匠の属する分野の関連性等を総合考慮した上で判断すべきである。」（10頁）と説示する（【図1】参照）。

【図1】「本願意匠の一単位としての研磨部のパターン図」



（２）創作容易な構成要素を組み合わせた場合の創作非容易性

創作非容易性判断において重要な指摘と思われるのは、「個別に分断して検討すれば、それほどの創意工夫とはいえないであろうが、これらを全体的に観察すると、…一体の美感を形成している」との説示であり、「ありふれた手法に基づく複数の構成要素を組み合わせることによっても新たな美感は生じ得るのであり、そして、その組合せにこそ創意が発揮されるのである。」との指摘である。

同様の説示がみられる裁判例としては、例えば〔貝吊り下げ具事件〕（知財高判平成19.6.13平成19（行ケ）10078）があり、「本願意匠のうち個々の構成態様が、ありふれているものであっても、本願意匠は、2本の連結紐をロープ止め突起近くに配設し、その結果それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ三角形に空間を形成すると共に、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間を形成したものであって、その全体の印象として、特有のまとまり感のある、本願意匠の特徴を選択することは、当業者が容易に創作し得たとはいえない」（11-12頁）と説示している。そのほか、意匠全体の美感を認定し、美感を起こさせる形態を基準として創作非容易性を判断している裁判例等については、拙稿「意匠法3条2項（創作非容易性）についてⅡ」（DESIGN PROTECT 2011 No. 90 Vol. 24-2, 20頁）を参照されたい。

以上